

別紙のとおり制限付き一般競争入札に付する。

令和8年10月15日

豊川市長 竹 本 幸 夫

1 案件に関する事項

1	業務名	危険木伐採・剪定業務委託その2
2	業務場所	豊川市御津町外3町地内
3	業務期間	令和8年11月12日 から 令和9年3月19日 まで
4	業務内容	樹木剪定工 8本 樹木伐採工 7本 伐木・伐竹 A = 20 m ²
5	予定価格	事後公表
6	最低制限価格	落札決定後に公表
7	入札方式	制限付き一般競争入札（電子入札・入札後資格確認型）

2 入札参加資格に関する事項

1	営業種目	大分類－ 役務の提供等 中分類－ 建物等各種施設管理 小分類－ 植物管理 細分類－ 設定なし
2	地域要件	契約を締結する権限を有する営業所（本社又は本店）を豊川市内に置く者
3	実績要件	不要
4	共通事項	豊川市物品の購入及び業務委託に係る一般競争入札実施要領第3条第1項第1号から第6号までに定めるところによる。
5	その他	一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者

3 入札手続に関する事項

1	手続きに利用するシステム	あいち電子調達共同システム(物品等)(以下「電子調達システム」という。) (電子調達システム稼動時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前8時から午後8時まで) URL https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html
2	契約条項を示す日時及び場所	公告日 から 令和8年11月2日 まで(開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで) 豊川市役所契約検査課(北庁舎3階)
3	設計書等のダウンロード方法	電子調達システムの電子入札から条件検索により該当の調達案件を検索して仕様書等をダウンロードする。
4	質疑書提出期間	令和8年10月15日 午前9時から 令和8年10月22日 午後5時までに電子調達システムより質問申請
5	質疑回答日	令和8年10月23日 以降に電子調達システムにて回答公開
6	入札書提出期間	令和8年10月30日 午前9時から 令和8年11月2日 午後5時まで
7	開札日時及び場所	令和8年11月4日 午前9時30分(案件番号順に開札) 豊川市役所契約検査課(北庁舎3階)
8	入札時添付資料	不要
9	入札金額	入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た額を入札書に記載すること。

4 入札(契約)条件に関する事項

1	入札保証金	免除
2	契約保証金	免除
3	契約書作成の要否	要

5 その他の事項

1	落札者の決定	豊川市物品の購入及び業務委託に係る一般競争入札実施要領第8条の定めるところにより、入札参加資格の確認を事後審査で行い、落札者を決定した後、電子調達システムにより通知する。ただし、紙入札を行った者にあつては、郵送又はファクシミリにより通知する。
2	入札の無効	豊川市物品等電子調達実施要領第21条に定めるところによる。
3	遵守事項	入札参加者は、豊川市物品の購入及び業務委託に係る一般競争入札実施要領、豊川市物品等電子入札実施要領、豊川市物品調達・業務委託に係る一般競争入札要領及び豊川市入札等心得書(工事・役務)の規定を遵守し、公正かつ適切に入札に参加すること。 掲載URL https://www.city.toyokawa.lg.jp/soshiki/somu/keiyakukensa/2/1/5/1288.html
4	連絡先	〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所総務部契約検査課契約係(北庁舎3階) 電話 0533-89-2178 F A X 0533-89-2163 メールアドレス keiyaku@city.toyokawa.lg.jp

豊川市入札等心得書（工事・委託）

（趣 旨）

第1条 この心得は、工事又は製造の請負及び設計、測量等の委託に関する契約の締結について、豊川市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（設計図書に対する質疑応答）

第2条 設計図書に対し疑義がある場合は、本市が指定する期日までに書面により契約検査課へ提出し、又は電子メールにより送信するものとし、それ以降の質疑は受け付けない。

2 前項で提出された質疑に対する応答は、入札執行日前までに、当該工事等の全入札参加者へ電子メールにより送信する。

（指名の取消し等）

第3条 入札参加者は、次の各号の一に該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

2 入札参加者が前項各号の一に該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させない。

第4条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。ただし、第9号に該当する者が官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けている場合で特別の理由があり適当と認められるときに限り、これによらないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出日又は指名通知書の通知日から入札等の執行の日までの間、豊川市から指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けている者
- (8) 談合情報が寄せられた場合は、入札直前に入札参加者を減らすための抽選を行い、その結果入札に参加できなくなった者の指名、若しくは入札参加確認を取り消すことがある。
- (9) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）によって設立された事業共同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）によって設立された協業組合、商工組合、商工組合連合会、及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された商店街振興組合、商店街振興組合連合会の組合員が参加する競争入札に参加する当該組合

2 前項各号の一に該当する者について、当該事実があった後2年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

第5条 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格を取消し、又は入札に参加させないことがある。

（入札保証金）

第6条 入札参加者は、豊川市契約規則（昭和45年豊川市規則第15号）第12条に規定する入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 一般競争入札にあっては一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）、指名競争入札にあっては指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき
- (3) 入札参加者が、過去2年の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履

行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

2 入札保証金は、本入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金の一部に充当する。

（入札の基本的事項）

第7条 入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知書又は指名通知書等において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

（公正な入札の確保）

第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

（入 札）

第9条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名のうえ、あらかじめ確認通知書又は指名通知書等により示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた金額を記載するものとする。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。

3 郵便による入札は認めない。

（工事費積算内訳書）

第9条の2 工事の入札参加者は、工事費積算内訳書を入札時に提出しなければならない。

（入札の回数）

第10条 入札執行回数の限度は、初度の入札及び再度の入札を合わせ3回とする。ただし、予定価格等が事前公表されている工事の競争入札に係るものについては、1回限りとする。

（入札の辞退）

第11条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるころにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の不参加）

第12条 確認通知書により入札に参加することを認められた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札に参加しないことができる。

（入札書の書換等の禁止）

第13条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止）

第14条 開札前において、天災、地震その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

（開 札）

第15条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。

（入札の無効）

第16条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札

